

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年1月20日 定例庁議	
開 催 日 時	平成26年1月20日（月）午前9時10分～午前9時35分	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 村山政策企画室長 （担当課2） 上野総務部次長兼財政課長、塩野同部参事兼財産管理課長、岩城同課主幹兼課長補佐、神田市民環境部参事兼地域づくり支援課長 （担当課3） 清水納税課長、榎本同課長補佐兼未収金対策係長 （担当課4） 中川資源リサイクル課長、中村同課資源リサイクル係長、同課同係五味主査 （事務局） 佐藤政策企画室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事、稲葉秘書室長	
会 議 内 容	1 朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例（案）について 2 朝霞市庁舎等の耐震化方針（案）について 3 朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例（案）について 4 朝霞市債権管理条例（案）について 5 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について	
会 議 資 料	1 朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例（案） 2 朝霞市庁舎等の耐震化方針（案） 3 朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例（案） 4 朝霞市債権管理条例（案） 5 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月

	<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	
<p>審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）</p>	
<p>【市長あいさつ】</p> <p>【議題】 （１）朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例（案）について</p> <p>【説明】 （担当課１：村山） 現行の朝霞市基地跡地利用計画は、平成１５年７月の財務省理財局長通知に基づき、関東財務局から大口返還財産の留保地に関係する地方公共団体に対して、留保地の利用計画を、概ね５年で策定していただきたいとのことにより策定したものである。 本市では、平成２０年５月に本利用計画を関東財務局に提出し、財務省の了解を得ている。本利用計画は、留保地の北西部３ヘクタール部分が国家公務員宿舎用地と位置付けられているが、同宿舎整備事業が平成２３年１２月、財務省により事業中止が決定され、翌平成２４年２月に所管である関東財務局長から、現行の利用計画について、所要の見直しを行い再度提出するよう要請を受けた。国家公務員宿舎用地の位置付けの変更をはじめ、所要の見直しを行うとの回答をしている。 関東財務局が行っている、当該留保地の土壌汚染調査は、一通り完了したということで、その結果が明らかになることに伴い、これまで庁内で検討してきた事項をもとに基地跡地利用計画見直し検討委員会を設置し、正式に見直し検討作業に入りたいと考え、附属機関の設置に係る条例制定を行うものである。 本条例は、平成２６年４月１日施行を予定している。</p> <p>【１月１４日政策調整会議の要旨について報告】 （田中審議監） 利用計画見直し案の策定はどれくらいのスケジュールで行うのかとの質問に対し、検討委員会は、本年５月頃に立ち上げ、１年あまりの検討期間を経て、平成２７年中頃までに結果を報告したいとの回答があった。 構成委員に市職員とあるが、具体的に誰を考えているのかとの質問に対し、市長公室長と都市建設部長との回答があった。 構成委員「③市が関係する団体から推薦された者」とは誰を想定しているのかとの質問に対し、現時点では、都市計画審議会、環境審議会、自治会連合会、朝霞の森運営委員会、商工会の５団体を予定しているとの回答があった。</p> <p>【質問等】 （富岡市長） 利用計画の見直しは、一部なのか全体なのか。 （田中審議監）</p>	

庁内で検討している中では、複合公共施設用地の再配置やシビックコア構想の現状などを検討し見直しを行いたいと考えている。

(村山政策企画室長)

原案のとおり、決定としてよろしいか。

(一同)

異議なし

(村山政策企画室長)

原案のとおり決定する。

【議題】

(2) 朝霞市庁舎等の耐震化方針(案)について

(3) 朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例(案)について

(村山政策企画室長)

議題2、3については、関連しているため一括して審議する。

【説明】

(担当課2：塩野)

耐震化方針は、朝霞市庁舎等整備方針検討委員会から、平成25年10月「市庁舎、市民会館ともに耐震改修を行うのが適切である。」と提言され、これを受けて、市庁舎及び市民会館の耐震化事業を実施するにあたり、市としての対応方針を策定するものである。市庁舎、市民会館とも提言のとおり、耐震改修を行うこととした。市庁舎は平成25年度から3年間、市民会館は工法を見直すということで時期は決めていない。事業費は総額11億3,600万円となっている。

プロポーザル条例は、朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会を附属機関として設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により制定するものである。組織及び構成委員としては、学識経験者3名を予定している。施行年月日は、平成26年4月1日を考えている。

【1月14日政策調整会議の要旨について報告】

(田中審議監)

財源が当初の予定から変更されているとの質問に対し、基本設計は緊急経済対策の国庫補助を使用するため、平成25年度に前倒した。また、国庫補助を使用すると充当率が75パーセント、市の持ち出しが25パーセントとなる。補助金を使わないと起債を100パーセント充てることができるため、市の負担が少ない形で財源構成を変更したとの回答があった。

プロポーザルの実施時期はいつを考えているのかとの質問に対し、平成26年4月に入ったら、すぐにプロポーザルを行うとの回答があった。

参加できる業種はどのようになるのかとの質問に対し、基本設計、実施設計、工事を一括してプロポーザルを行うため、おそらく大手ゼネコンが応募してくるとの回答があった。

事業実施計画に免震以外にも広く技術提案を求めるとあるが、工法の変更に考慮しているのかとの質問に対し、工法については、日進月歩の状況である。市の財政状況等もあるのでそれら諸条件をクリアできれば免震にこだわらなくてもよいと考えているとの回答があった。

他市の事例では、一般的なプロポーザル条例を制定しているが、そのような検討は行わなか

ったのかとの質問に対し、本条例は市庁舎に限定するもので、事案によって内容が異なることも考えられるので、単独形式での条例制定を目指すこととしたとの回答があった。

【質問等】

なし

(村山政策企画室長)

本件については、原案のとおり決定することよろしいか。

(一同)

異議なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

(4) 朝霞市債権管理条例(案)について

【説明】

(担当課3：清水)

債権管理条例は、市民負担の公平性や歳入確保の観点から、近年、県内の自治体においても債権管理条例が制定され、八潮市、越谷市、新座市、一番近いところでは、12月議会で鶴ヶ島市が条例を制定しており、朝霞市は5番目になる。

本条例を作成するに当っては、平成25年7月から滞納債権を有する課長で構成する、朝霞市債権管理等庁内検討会議において、債権管理の課題、問題点について抽出を行ってきた。

条例のポイントは二つある。1点目は、債権管理の手続の明確化、統一化である。各債権所管課が個別に進めてきた、台帳の整備や督促などの債権管理の手続について、全庁的な手続を定めることで、手続の明確化、統一化を図るものである。

2点目は、債権放棄である。債務者が破産したときや私債権において消滅時効に係る時効期間が満了したときなど、徴収が不能となった債権の放棄を適切に進めることとする。

特に私債権は、債務者が時効の援用をしない限り、債権が消滅しないため、債権を消滅させるためには、権利の放棄について議会の議決が必要である。ただし、条例に定めがある場合は、議会の議決を要しないため、債権管理条例を制定し、権利を放棄することができる規定を設けることとした。

本条例の対象債権は、主に強制徴収することのできない私債権及び非強制徴収公債権としている。両債権の特徴について、私債権は、時効期間は民法等の定めにより一般的な債権は10年となっているが、債務者が時効の援用をしない限り、債権が消滅しない。税のように自力執行権がないため、昨年、学校給食費の滞納者に対して、支払督促申し立てを立てたように、裁判上の強制執行等の手続きが必要となってくる。

非強制徴収公債権の特徴は、時効期間は地方自治法の規定により5年となっている。消滅時効については、私債権と異なり、時効の援用を必要としない。自力執行権がなく、裁判上の強制執行等の手続きが必要なことは私債権と同様である。

全体の構成及び内容は、全部で14条から構成されている。第1条から第5条までが総則的な規定、第6条から第11条までは、地方自治法、地方自治法施行令の規定に定められている事項を、法令の関係する条文を引き写して定めた。

第12条には債権の放棄の規定を定めた。債権放棄については、3の債権放棄にあるように、5つの事項を定めた。ただし、債権の放棄は市の財産を減じる行為であり、本来納付すべき負担金等を納付している住民と納付しない住民との公平性を確保するという観点からも、破産、免責や時効完成など、国の債権管理事務取扱規則に準じて、社会通念上、合理的と考えられるものに限定して定めた。

第13条に本来権利の放棄は議会の議決事項であることから議会への報告を規定している。地方自治法の議会の議決を経ずに、条例を適用して権利放棄することとなるため全員協議会にて議員に説明する予定である。

施行日は平成26年4月1日とし、運用は、債権管理標準マニュアルを作成し、債権の適正な管理、回収を実施して行く。

【1月14日政策調整会議の要旨について報告】

(田中審議監)

第12条債権放棄で、生活困窮を債権放棄の対象にしなかった理由を教えてくださいとの質問に対し、生活困窮を条例の中に規定する自治体は多いが、明確な基準がなく判断しづらい。税とのバランスを考慮すると生活困窮を規定するのは難しいと考えたとの回答があった。

条例施行が平成26年4月1日であることから、平成25年度の未収金については、放棄することができない。学校給食費や水道料金などの未収債権の取扱いについてどのように整合性を図るのかとの質問に対し、関連する納税課、学校給食課、水道経営課で再度集まり、今年度の運用について調整するとの回答があった。

【質問等】

なし

(村山政策企画室長)

本件については、原案のとおり決定することでよろしいか。

(一同)

異議なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

(5) 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について

【説明】

(担当課4：中川)

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、策定を義務付けられたものである。

計画の内容は、環境省が定めた「ごみ処理基本計画策定指針」に従い、ごみの減量化や再生利用に係る推進方策や目標値などを定めている。

策定指針では、目標とする年次を、概ね10年から15年先におき、概ね5年ごとに改定することとされており、第5次についても、「2計画の期間」にあるように、平成26年度から平成35年度までの計画とし、中間目標年度を平成30年度とした。

現在の計画である第4次計画においては、ごみ排出量の目標値などについては、既に達成し

ているものがあるほか、小型家電リサイクル制度の開始や東日本大震災を受けての災害発生時のごみ処理体制の構築が必要となるなど、廃棄物処理行政を取り巻く状況も変化していることから、第4次計画の成果を検証した上で、新たな第5次計画を策定するものである。

次に、「4計画の構成」について、「第1編計画概要と地域特性」では、計画見直しの目的や計画目標年度のほか、本市の概要を記載した。

「第2編ごみ処理編」では、本市のごみ処理の状況を捉え、これまでの取組みを評価、検証をした上で課題を整理し、基本理念と基本方針、新たなごみの減量化及び資源化目標を定めたほか、目標達成のための施策を記載した。

「第3編生活排水処理編」については、生活雑排水及びし尿について、下水道課、朝霞地区一部事務組合との調整を経て、処理計画を定めた。

「第4編計画の進行管理」では、PDCAサイクルに基づき、廃棄物減量等推進審議会において計画の進捗状況を検証し、適切な進行管理を行うことを記載した。

次に、「5計画の策定経過」については、市民アンケートを実施したのち、清掃事業全般についての専門知識を有するコンサルタントの支援を受けつつ、計画原案を作成し、延べ6回開催の廃棄物減量等推進審議会において、審議していただき、パブリックコメント及び職員コメントを経て計画案を作成した。

なお、計画書については、3月議会において市議会議員に配布するほか、市内公共施設や他の自治体に配布するとともに、計画の概要版を全戸配布する予定である。

【1月14日政策調整会議の要旨について報告】

(田中審議監)

ごみの有料化は、以前の計画にも記載してあるが、今後、時期を決めて結論を出すのかとの質問に対し、全国的に約6割の自治体、組合がごみの有料化を行っている。埼玉県内では6団体が行っている。ごみの量も減っている状況なので、今後も、メリット、デメリットを研究してごみの有料化について検討していく。アンケート結果では、理解できるが有料化を進める必要はないとの意見を多数いただいたとの回答があった。

災害時に熱回収を行うと記載されているが、どのように考えているのかとの質問に対し、施設が壊れていなければ、災害時でもごみを焼却して、熱エネルギーを効率的に使うという考えであるとの回答があった。

【質問等】

なし。

(村山政策企画室長)

本件については、原案のとおり決定することよろしいか。

(一同)

異議なし。

【結果】

原案のとおり決定する。

【閉会】